

入 札 心 得 書

- 1 入札希望者は、本心得書、物件調書及び貸付物件（以下「本心得書等」という。）を熟覧の上、入札すること。
- 2 本心得書等について疑義のあるときは、担当職員に説明を求めること。
本心得書等について不明不知の理由で異議を申し立てることはできない。
- 3 個人が代理人をもって入札に参加する場合、または法人が代表者以外をもって入札に参加する場合は、その代理人であることを証する委任状を提出すること。
- 4 入札は、指定の入札書を使用し、入札者の住所、氏名を記入の上、押印し、入札金額は希望する貸付料の年額を1,000円単位で記入して、封印のうえ提出すること。なお、封筒には物件番号と入札者の氏名を記入すること。
- 5 提出した入札書は、開札の前後に関係なく、書換え、引換え、及び撤回をすることができない。
- 6 次の入札は、これを無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札書
 - (2) 1人の入札者又は代理人が、同一事項に2通以上の入札をしたもの
 - (3) 入札者が協定した入札書
 - (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
 - (5) 入札書記載の金額を訂正するもの
 - (6) 入札書に記名捺印のないもの
 - (7) 入札条件に違反して入札した入札書
- 7 開札は、公告に示した日時、場所で行う。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。この場合、異議を申立てることができない。
- 8 入札は、市の最低貸付料以上の最高価格をもって落札と定める。落札となる同価格の入札者が2人以上あったときは、直ちに抽選をもって落札者を定める。ただし、同価格の入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を定める。
- 9 落札者が契約を締結しないときは落札を無効とし、入札保証金は市に帰属する。